# ．水先料金の上限認可額（抜粋）

国土交通省海事局海技資格課

TEL　03-5253-8111（大代表）

平成24年2月10日公示

平成26年2月10日一部改正

平成28年12月21日一部改正

令和元年9月4日一部改正

令和5年4月1日現在

１　水先料の額は、別表の水先料の額の１００分の１１０に相当する額とする。

２　次の表の左欄に掲げる水先をする場合における水先料の額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる１００分の１１０に相当する額とする。



３　次の各号に掲げる水先をする場合における水先料の額は、前２項の規定にかかわらず、別表の水先料の額（前項の表の左欄に掲げる水先をする場合には同表の右欄に掲げる額）とする。

　　①　専ら国内及び国内以外の地域にわたって又は国内以外の地域間で行われる旅客又は貨物の輸送の用に供される船舶の水先であって、海上運送法第２条第２項に規定する船舶運航事業又は同条第７項に規定する船舶貸渡業を営む者に対してするもの

　　②　前号に掲げるもののほか、外国為替及び外国貿易法（昭和２４年法律第２２８号）第６条第１項第６号に規定する非居住者に対してする水先

４　２人の水先人が共同で水先をする場合（操舵室が船側にある船舶の水先をする場合を除く。）におけるそれぞれの水先料の額は、前３項の規定にかかわらず、これらの規定による水先料の額（第２項の表２及び４の割増額を除く。）からその１００分の１５（法第３５条の規定により船舶に水先人を乗り込ませなければならない港又は水域を有する水先区において水先をする場合にあっては１００分の２５）に相当する額を減じた額とする。

５　法第３５条の規定により水先人を乗り込ませなければならない船舶（海上運送法第１９条の４第１項の対外旅客定期航路事業に使用する船舶に限る。）であって、同一の水先区における１日の航海の回数が１年間（整備、検査等の事由により、当該船舶が一時的に航海に従事しない日を除く。）を通じて平均１回以上であるものの水先をする場合における水先料の額は、第１項から第４項までの規定にかかわらず、これらの規定による水先料の額（第２項の表４の割増額を除く。）からその１００分の３０に相当する額を減じた額とする。

６　水先人が約定した場所におもむいてから水先をする船舶を下船するまでの間において当該船舶の船長の責めに帰すべき事由により３０分を超えて待機した場合における水先料の額は、前各項の規定にかかわらず、これらの規定による水先料の額に、その超えた時間の３０分ごとに５４００円の１００分の１１０に相当する額（第３項各号に掲げる水先をする場合にあっては、その超えた時間の３０分毎に５４００円）を加えた額とする。